

---

10 月は「個別労働紛争処理制度」周知月間です。

～広島県労働委員会では、労働者・労働組合とのトラブル解決のお手伝いしています。～

---

広島県労働委員会では、事業主と労働者、労働組合との間のトラブル・紛争を、中立・公正な立場で、迅速・円満に解決するための各種制度を設けています。公益を代表する公益委員、労働者を代表する労働者委員、使用者を代表する使用者委員の経験豊かな三者で構成された委員会がトラブル解決のお手伝いします。

ご相談やご利用は無料ですので、お気軽にご連絡ください。

■労働者とのこんなトラブルで、お困りではありませんか？

○従業員に配置転換を命じたが、応じてくれない。

○部下への指導をパワーハラスメントだと言われて困っている。

⇒個別労働関係紛争あっせん制度を利用いただけます。

詳細はこちら <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/roudouiinkai/wn500238.html>

■労働組合との交渉で行き詰まっていますか？

○賃金引上げを要求されたが、応じることはできない。

○労働協約を変更しようとしているが、納得してもらえない。

⇒労働争議の調整（あっせん）制度を利用いただけます。

詳細はこちら <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/roudouiinkai/wn500843.html>

■問い合わせ先

広島県労働委員会事務局

電話：082-513-5162 e-mail：roui@pref.hiroshima.lg.jp

■事業主の皆さんが利用できる労働委員会の制度の詳細はこちら。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/roudouiinkai/wn500202.html>